

第2回（仮称）大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設立説明会 議事録

○開催日時

令和3年1月29日（金）午後7時～

○開催場所

中央公民館 小ホール

○出席者

10 学童保育所	22 名
こども福祉課	3 名

○次第

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会への加盟条件について
4. 大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設置・運営指針の作成について
 - ①放課後児童クラブ 運営形態
 - ②年間イベント及び連携体制
 - ③大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会の検討事項
- 4 質疑応答
- 5 閉会

○議事

1. 開 会
略
2. 自己紹介
略
3. 大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会への加盟条件について
別紙の資料に基づき説明を行う。
4. 大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設置・運営指針の作成について
別紙の資料に基づき説明を行う。

5. 質疑応答

参加者A : 令和4年4月から大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会（以下「運営協議会」という。）が始動する予定ですが、令和4年度の児童募集の主体はどこですか。

市 : 現在の予定では、運営協議会の始動が令和4年4月なので、その前に行われる児童の募集は各学童保育所をお願いすることになります。
運営協議会加入の学童保育所における入所案内等については、市も協力して作成させていただきたいと考えています。

参加者A : 令和4年4月までの暫定措置として運営協議会への移行のための組織によらず、各学童保育所に対して市が募集条件を示して各学童保育所で令和4年4月入所の児童を募集するのですか。

市 : そのとおりです。

参加者A : 令和4年4月から運営協議会が始動すると、令和4年3月分として令和4年4月に支払われる支援員の給料は、運営協議会に加入したとしても各学童保育所から支払うことになりますか。

市 : そのとおりです。
運営協議会が始動するのは4月なので、令和4年3月分の給料の支払いは、各学童保育所で行っていただく必要があります。

参加者A : 現在各学童保育所が次年度に繰り越している余剰金は、各学童保育所で金額に大小があると思うので、全額ではなく、単価を設定して各学童保育所の児童数に応じた金額を引き継ぐのはどうでしょうか。

市 : 単価に応じた余剰金を運営協議会に引き継ぐ場合、残りの余剰金はどのように取り扱われるのでしょうか。
学童保育所の運営は保育料でまかない、不足分を補助するというのが補助金の基本的な考え方です。翌年度にまたぐ給料の支払いや突発的な修繕のため、余剰金の発生はやむを得ないと思いますが、それ以上の余剰金があるのなら児童のために使ってもらいたいと思います。

参加者A : 支援員の3月分給与及び光熱水費を次年度に繰り越している場合について、運営協議会設立に伴い、余剰金を全て運営協議会に引き継ぐのであれば、支援員の3月分給与及び光熱水費の支払いはどうすればいいですか。

市 : 令和4年4月の運営協議会設立に伴い、すぐに全ての余剰金を引き継ぐことは、各学童保育所が支援員へ令和3年3月分の給与等があるので難しいと思います。そのため、令和3年3月分の給与等については、令和4年4月の運営協議会に加盟した場合も余剰金となることは承知しています。しかし、それ以外の余剰金は運営協議会に引き継いでいただくこととなります。

参加者A : 余剰金の運営協議会への引き継ぎ方法や時期については、今後の説明会で具体的に決まっていますか。

市 : そのとおりです。

参加者B : 余剰金について、将来的に建物を創設し、支援単位を増やすことを目的に余剰金が生じている学童保育所もあるので、運営協議会になったとしても各学童保育所が拠出した余剰金は、拠出した学童保育所のために使ってもらえませんか。

市 : 補助金の目的は、現在の学童保育所の運営資金として活用することです。老朽化に伴う簡易な改修等のために余剰金が生じているのであればやむを得ないと思いますが、増改築や創設等を目的に余剰金が生じているのであれば、本来の補助金の目的に沿わないのではないかと思います。

学童保育所の面積要件を満たせない状態が長く続いている場合は、市で小学校と空き教室が借りられないか協議します。その後、空き教室が利用できず、今後も面積要件を満たせないならば学童保育所の負担ではなく、市の負担で建物の創設を検討することとなります。ただし、建物の創設には市街化区域であったとしても設計を含めて2・3年程度時間がかかると想定されます。

参加者C : 市街化区域における建物の創設に2・3年かかる原因が、市が予算をとるためであれば、今ある学童保育所にある余剰金を活用して年数を短縮できませんか。

市 : 建物の創設にかかる2・3年は、予算措置にかかる時間ではなく、建物の設計から建設までの時間です。例として最近創設された郡山北学童保育所は、調査設計に1年、実際の建設に1年の合計2年がかかっています。郡山北学童保育所は、市街化区域にあたりますが、調整区域であればさらに時間を要します。

参加者D : 運営協議会から交付される運営補助金について、人件費以外のおやつ代や行事費、教材費等となっているが、各学童保育所で判断して運営補助金を使えるのですか。

市 : そのとおりです。

各学童保育所によって運営の特色は様々であり、運営協議会に加盟した後も各学童保育所が特色を生かした運営をできるようにしたいと考えています。

参加者D : 運営補助金を使える範囲は具体的にどこまでですか。

市 : 運営補助金は人件費以外のおやつ代や行事費、教材費があげられますが、具体的にどの範囲を対象とするかは、今後の話の中で決まります。

運営協議会で管理した方がいい費目があれば、運営補助金として各学童保育所に交付するのではなく、運営協議会が管理する費目になると考えています。

参加者E : 大和郡山市放課後児童健全育成事業実施要綱第2条第2項について、「各運営委員会は、保護者代表等地域の実情に応じた者により組織されるものとする。」とありますが、運営協議会に加盟した後、各学童保育所で運営委員会を組織する必要がありますか。

市 : 要綱は現在のものであり、運営協議会設立に伴い改正されます。
また現在、大和郡山市内で運営委員会を組織しているのは片桐学童保育所のみで、他の学童保育所は保護者を代表とする保護者会が実施主体となっています。

参加者E : 運営委員会の理事について、選出しないことも可能とありますが、各学童保育所理事の選出は自由ですか。それとも、必要な定員が定まっており、運営協議会に加盟した学童保育所で選出しなければなりませんか。

市 : 選出方法は定めていませんが、保護者の負担軽減という目的のために運営協議会の設立を目指しているため、理事の選出は強制ではなく、各学童保育所の自由です。理事となる方は、自由意志に基づいて学童保育所の運営に関わりたいという保護者を想定しています。

参加者E : 学童保育所で生じるトラブルについて、運営協議会に加盟しているが理事を選出していない場合、運営協議会への報告はどのように行えばいいのですか。

市 : 理事を選出していない学童保育所でも運営協議会に加盟していれば、学童保育所で生じた問題を運営協議会に報告及び相談していただけます。その報告及び相談を運営協議会が集約して重大なものについては総会に付すこととなります。

参加者E : 日常的なトラブルも運営協議会で対応してもらえますか。

市 : 理事の選出、不選出を問わず、日常的なトラブル処理は各学童保育所で行っていただく必要があります。加盟している学童保育所全体に関わる統一的な問題あるいは個別でも重大な問題については、運営協議会で対応していくこととなります。

参加者E : 理事の具体的な人数等は決まっていますか。

市 : 決まっておりません。

参加者E : 運営委員会の開催について、年間の開催回数ほどの程度を予定していますか。

市 : 運営委員会は定例会ではないので、開催回数を定めていません。重大な問題が生じた場合等、協議すべきことがあるときに開催することを想定しています。

参加者D : 運営協議会から直接給料が支払われる対象は誰ですか。

市 : 学童保育所の支援員、運営協議会事務局の職員です。

- 参加者D** : 運営協議会の会長及び巡回アドバイザーは決まっていますか。
- 市** : 決まっていません。
今回の説明会は、どのような体制になるのかという説明となります。本日提示したものは決定ではなく、皆様の意見を取り入れ必要があれば変更になることもございます。
また、巡回アドバイザーは国が示している制度の一つではありますが、運営協議会設立当初は、配置できない可能性もあります。
- 参加者A** : 運営協議会の運営に係る経費について、運営協議会事務局の職員の給与に学童保育所に交付されていた補助金の一部が使われ、学童保育所への補助金が減額されますか。
- 市** : 学童保育所への補助金が減額となることはありません。
運営協議会事務局の運営に係る経費は、各学童保育所への補助金とは別に確保することになります。
- 参加者A** : 各学童保育所への補助金の金額が現在と変わらない理由について、運営協議会 設立により国基準を満たすような学童保育所の運営になることに伴い、新たに交付対象となる国からの補助金が運営協議会の運営費となるためですか。
- 市** : 運営協議会設立後、各学童保育所に将来的に交付される補助金等も学童保育所の運営のためにのみ使用されるので、各学童保育所への補助金等が減額となることはありません。
- 参加者A** : 支援単位を分割した場合の補助金について、現在、補助金が満額ではなく 100 分の 60 しか支給されていません。今後の支援単位を分割した場合の補助金の見通しを教えてください。
- 市** : 現在、別棟で支援単位を設けた場合は補助金を満額支給できるように財政課に要望しております。3月議会の閉会后、皆様に結果をお伝えできると思います。
- 参加者E** : 学童保育所の補助金等は国の要綱と市独自の要綱でそれぞれの基準がありますが、運営協議会設立後、全学童保育所が国の基準に沿うように市の要綱を改正するのでしょうか。
- 市** : 運営協議会設立後、直ちに国の要綱に沿うように市の要綱を改正するかは、財政課等の関係各所と協議が必要なため、現時点ではお答えできません。
しかし、こども福祉課としては国が示している基準に沿うように改正していきたいと考えています。
- 参加者E** : 市の要綱を国の基準に沿うようにしていこうとするのはなぜですか。
- 市** : 現在、開所日数が 200 日の場合と 250 日の場合どちらも市独自の基準では、補助金の金額が同じとなります。このような状態であれば、社会的なニーズが 250 日の開所であっても 200 日の開所でいいのではないかということになりかねません。
大和郡山市放課後児童健全育成事業実施要綱の趣旨は、共働き世帯等で保護者が昼間家庭にいない児童のための居場所をつくることなので、児童や保護者のためにも社会的ニーズを反映した国の基準に沿うようにしたいと考えています。

参加者E : 国の要綱に基づき補助金の申請をする場合について、運営協議会に加盟していない学童保育所が単独で国の要綱に基づいた補助金の申請を行うのは難しいですか。

市 : 運営協議会に加盟せず学童保育所で国の要綱に基づいた補助金の申請を行うことは可能ですが、現在よりは複雑になると思われます。

参加者C : 第3回目の説明会以降について、現在の市役所対学童保育所のような形ではなく、学童保育所の代表者が意見を出し合う委員会のようにするのはどうでしょうか。

市 : 現行の方式で進めたいと考えています。
各学童保育所で保護者及び支援員の方の意見を取りまとめ説明会でいただくことで、設置運営基準等に広く学童保育所関係者の意見を反映させることができ、意見の偏りを防げるためです。

参加者C : 運営協議会の加盟について、加盟要件を満たせる度合いに応じてクラスA、クラスBなど学童保育所を区分して、全学童保育所が一律に運営協議会に加盟することはできませんか。

市 : 学童保育所は民営であるので、市から運営協議会に加盟するよう強制することはできません。
各学童保育所で様々な事情もあると思われますので、運営協議会の加盟については説明会を重ねる中で、あるいは運営協議会設立後に判断していただいても結構です。

参加者C : 情報共有について、一律に運営協議会に加盟しないと学童保育所間の情報共有ができないのではありませんか。

市 : 運営協議会設立は情報共有を妨げるものではないので、加盟されなくても各学童保育所間で情報共有はしていただけたらと考えます。また、こども福祉課を通じた情報共有も図れると考えられます。

参加者F : 運営協議会方式について、次回の説明会までに早く他市の運営協議会方式の資料を提供してほしい。

市 : 次回の説明会資料をホームページにできるだけ早く掲載します。掲載する資料の中で他市の学童保育所の運営についてもお示しいたします。

参加者F : 運営協議会方式をとっている市はありますか。

市 : 樫原市です。

参加者F : 運営協議会設立にあたり樫原市を目指して進めていくということですか。

市 : 運営協議会方式という点では樫原市と同じですが、樫原市と完全に同じものを目指すのではなく、大和郡山市の実情に応じた独自の運営協議会になると考えています。

参加者C : 次の説明会の内容について早めに示してほしい。
市 : 早く示せるよう対応します。